

○堺市上下水道局広告取扱規程

平成 16 年 4 月 26 日

上下水道局管理規程第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、上下水道局(以下「局」という。)の発行する文書、公用車等に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(掲載)

第 2 条 広告を掲載する文書、公用車等(以下「広告媒体」という。)は、次のとおりとする。

- (1) ご使用水量のお知らせの裏面その他局の発行する印刷物
- (2) 公用車
- (3) ホームページ
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が適当と認めるもの

(掲載基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 公衆に不快の念を与えるもの
- (4) 局が推奨していると誤解されるおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が別に定める基準により不適当と認めるもの

(広告取次人)

第 4 条 管理者は、広告の掲載に関する事務を円滑に行うため必要と認めるときは、広告に関する業務について十分な資力及び信用並びに経験を有するものを、局の広告を取扱うことができるもの(以下「広告取次人」という。)として指定することがある。

(掲載の申込み)

第 5 条 広告の掲載の申込みをしようとする者(次項において「申込者」という。)は、広告媒体ごとに管理者が別に定める申込書により、管理者に申し込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申込者は、前条の規定により広告取次人を指定している場合は、当該広告取次人を經由して前項の規定による申込みを行うことができるものとする。

(掲載の承認)

第 6 条 管理者は、前条第 1 項の規定による申込みを受けた場合は、その内容を審査し、掲載を承認したときは、当該申込みを行った者に対し、広告媒体ごとに管理者が別に定める承認通知書によりその旨を通知するものとする。

第 7 条 削除

(承認の取消し等)

第 8 条 管理者は、第 6 条の規定により掲載の承認を受けた者(以下「広告主」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すとともに、以後の広告を中止することができるものとする。

- (1) 指定した期日までに広告料を納入しないとき。
- (2) 指定した期日までに広告又は広告原稿（電子データを含む。）を提出しないとき。
- (3) 第 3 条の掲載基準その他管理者が別に定める広告掲載の基準に反する広告について、内容等の修正に応じないとき、又は修正できないとき。
- (4) 局の名誉若しくは信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為があったとき。
- (5) 広告主において社会的信用を著しく損なうような行為があったとき。
- (6) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この規程その他広告に関する規程に違反する行為があったとき。

2 前項に定めるほか、管理者は、局の業務上やむを得ないと認めるときは、第 6 条の規定による承認を取り消すことができる。

(広告料)

第 9 条 広告料の額及び収納の方法は、管理者が別に定める。

(広告料の還付)

第 10 条 既納の広告料は、還付しない。ただし、第 8 条第 2 項の規定による取消しがあった場合その他管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(権利譲渡又は転貸の禁止)

第 11 条 広告主は、広告の掲載に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(補則)

第 12 条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日上下水管規程第 8 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 27 日上下水管規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 26 日上下水管規程第 15 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 19 日上下水管規程第 17 号）